

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部局 総務課・人事課・契約検査課・市民課・危機管理課・生活環境課・人権推進課
- (2) 監査実施期間 令和3年11月29日～令和4年2月9日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 令和3年4月1日から令和3年11月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の令和3年11月末までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、概ね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【総務課】

(歳出)

監査項目 消防設備保守点検業務委託料

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

【人事課】

(歳出)

監査項目 職員健康診断委託料

- 着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

【契約検査課】

(歳出)

監査項目 自治体契約実務WEBサービス利用料

- 着 眼 点 ①利用料の支出は適正に行われているか。
②相手方および選定方法は適正に行われているか。

【市民課】

(歳入)

監査項目 中長期在留者住居地届出等事務委託金

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

(歳出) (墓地事業特別会計)

監査項目 市営浜墓地臨時バス運行業務

着 眼 点 ①契約の内容、契約先の選定方法は適切か。
②契約の手続き等は適正に行われているか。

【危機管理課】

(歳入)

監査項目 自衛官募集事務委託金

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

【生活環境課】

(歳入)

監査項目 屋外広告物許可申請手数料

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

【人権推進課】

(歳出)

監査項目 女性相談業務委託料

着 眼 点 ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
③委託料の支出は適正に行われているか。

(2) 各課の監査結果

【総務課】

(歳出)

監査項目 消防用設備等点検業務委託料

(11月末現在)

予算額	支出負担行為額
660,000 円	638,000 円

- 着 眼 点
- ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
 - ③委託料の支出は適正に行われているか。

市庁舎は、消防法施行令第36条第2項第2号の規定に基づく防火対象物であるため、消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の定期点検を消防設備士又は消防設備点検資格者にさせ、その結果を消防署長に報告しなければならない。そのため、有資格者による点検を行い、結果報告をし、消防用設備等が消防活動に必要な性能を有するよう維持していくことを目的として当該点検業務の委託を行っている。

消防用設備等の点検の期間及び方法は、消防法施行規則第31条の6の規定に基づく消防庁の告示により示され、内容は以下のとおりとなっている。

消防用設備等の種類	点検の内容及び方法	点検期間
消火器具、誘導灯	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、自動火災報知設備、漏電火災警報器、避難器具、連結送水管、非常警報器具及び設備	機器点検	6月
	総合点検	1年

機器点検

- ・消防用設備等の種類等に応じ、点検基準に従い確認すること。
 - (1)機器の適正な配置、損傷等の有無その他外観から判別できる事項
 - (2)機能について、外観または簡易な操作により判別できる事項

総合点検

- ・全部若しくは一部を作動させ、または当該設備を使用することにより、総合的な機能を種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

※市庁舎の機器点検については9月及び3月、総合点検については3月に実施している。

高石消防署への報告については、3月に実施する点検終了後に、「消防用設備等点検結果報告書」「消防用設備等点検結果総括表」「消防用設備等点検者一覧表」「必要設備の点検票」を提出する予定である。なお、経費削減のため、電気時計設備保守点検業務及び業務用放送設備保守点検業務も同時に実施している。

業者選定については、高石市指名競争入札参加者選定基準に基づき、有資格者名簿から本市公共施設における同種の業務実績がある7社すべてを選定し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札により実施している。

なお、契約内容については以下のとおりであり、本委託契約にかかる手続きについて、決裁行為書、契約書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契約者名	ワコー防災株式会社
契約年月日	令和3年7月15日
契約履行期間	令和3年7月15日から令和4年3月31日まで
契約金額	638,000円
負担行為日	令和3年7月15日
支払方法	報告書検収後、請求があった日から30日以内

【人事課】

(歳出)

監査項目 職員健康診断委託料

(11月末現在)

予算額	支出済額
2,880,834円	2,397,110円

- 着 眼 点
- ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約の手続き等について適正に行われているか。
 - ③委託料の支出は適正に行われているか。

本市職員及び教職員等の定期健康診断については、労働安全衛生法第66条の規定により、事業者は、労働者に対し厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならないとなっており業務委託により実施している。

健診業務を委託するにあたり、労働安全衛生法、労働安全衛生規則及びその他関係法規を遵守し、正確な健診結果を提供すべく仕様を定め業務委託契約を締結している。

仕様については、対象者や実施期間等の一般事項、検査項目及び見込人数の健診業務内容、帳票の種類及び納品時期、腫瘍マーカーの実施等の内容となっている。

入札にあたり発注限度額を定め、仕様の各検査項目の単価に見込人数(下表)を乗じた金額の合計額で入札し合計金額の最低金額の業者と単価契約している。

検 査 項 目	見込人数
1. 定期健康診断検査	830 名
2. 胸部X線検査	530 名
3. 喀痰検査	10 名
4. 血糖コントロール検査	820 名
5. 眼底検査	60 名
6. 聴力検査	750 名
7. 心電図検査	710 名
8. 肝機能血液検査	10 名
9. 内科検査	820 名
10. 腹囲測定 (35 歳と 40 歳以上)	540 名

業者選定については、高石市指名競争入札参加者選定基準に基づき、有資格者名簿の役務において「各種検診」を希望する業者 7 社を選定し、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、人事管理費、消防団費及び教育委員会費を含め指名競争入札により実施している。また、支払いについては、実人数によりそれぞれ支払いを行っている。

なお、契約内容及び支払内容については以下のとおりであり、本委託契約にかかる手続きについて、決裁行為書、契約書および支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契 約 者 名	医療法人メディフロント
契 約 年 月 日	令和 3 年 7 月 1 日
契 約 期 間	令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
契 約 金 額	3,973,420 円 (職員、消防団員及び教職員)
契 約 保 証 金	高石市契約規則第 46 条第 8 号の規定により免除
支 払 方 法	検収後、請求があった日から 30 日以内
支 払 金 額	2,397,110 円 (職員分)
支 払 年 月 日	令和 3 年 11 月 22 日

【契約検査課】

(歳出)

監査項目 自治体契約実務WEBサービス利用料
(11月末現在)

予算額	支出負担行為額
32,000 円	31,680 円

着眼点 ①利用料の支出は適正に行われているか。
②相手方および選定方法は適正に行われているか。

本利用料は、加除式書籍である「地方公共団体契約実務の要点」、「地方公共団体契約実務ハンドブック」の全内容がデータベース化されたことにより、WEBで閲覧できる自治体契約実務WEBサービスの利用料となっている。これは追録購入に代わり、本サービスを利用することにより、契約上の疑義や新しい契約形態が生じたとき等に、当該事象の判断にかかる実例や法令解説、判例等の法的根拠をすぐに検索することができる様になったものである。

なお、本利用料については以下のとおりであり、決裁行為書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

利用申請年月日	令和3年3月12日
提供業者名	第一法規株式会社
サービス利用料	31,680円
利用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
支払い方法	利用期間満了後、一括支払い

【市民課】

(歳入)

監査項目 中長期在留者住居地届出等事務委託金

(11月末現在)

予算額	調定額	収入済額
378,000円	363,000円	270,000円

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。

②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

中長期在留者住居地届出等事務（以下「届出等事務」という。）は、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に基づく事務であり、法務大臣が在留管理に必要な情報を一元的・継続的に把握する在留管理制度において、在留外国人の公正な管理に資することを目的としている。

届出等事務は、本市に居住する特別永住者（平和条約国籍離脱者とその子孫）及び中長期在留者に係る住居地の届出等（特別永住者の住居地の変更届出事務、中長期在留者の新規上陸後の住居地届出事務等）、特別永住者証明書の交付等（特別永住者許可申請事務、特別永住者証明書の有効期間の更新事務等）の事務であり、中長期在留者とは、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人となっている。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ③特別永住者
- ④「短期滞在」の在留資格が決定された人

- ⑤「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
⑥在留資格を有しない人

本委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付要綱（以下「要綱」という。）で定める届出等事務の処理に要する経費として交付されるもので、要綱第2条において「法務大臣は、毎年度、経費ごとに委託費の交付額の上限額を決定し、市町村の長に通知するものとする。」と規定されている。

交付手続きについては、①交付額通知 ②概算払請求申請 ③3回に分けて交付（第1及び第2四半期、第3四半期、第4四半期） ④定期報告 ⑤精算報告となっている。

委託金の精算報告については、人件費と物件費の区分があり、人件費は、従事する職員の時間単価平均と当該年度に取り扱った件数の処理時間に基づき算出し、物件費は、消耗品等を計上している。過去5年間の交付額及び精算報告額は以下のとおりとなっている。

年 度	交 付 額	精算報告額
平成 28 年度	325,000 円	338,858 円
平成 29 年度	262,000 円	289,169 円
平成 30 年度	343,000 円	380,227 円
令和元年度	326,000 円	366,338 円
令和 2 年度	378,000 円	383,758 円

本委託金の調定の手続き及び時期については以下のとおりであり、関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

交付額決定日	令和 3 年 4 月 20 日
調定日	令和 3 年 4 月 20 日
概算払請求書提出日	令和 3 年 5 月 24 日

	交付通知額	第 1 四半期及び 第 2 四半期	第 3 四半期
交付額	363,000 円	180,000 円	90,000 円
収納日		令和 3 年 8 月 13 日	令和 3 年 10 月 29 日

（歳出）（墓地事業特別会計）

監査項目 市営浜墓地臨時バス運行業務

（11 月末現在）

予算額	支出済額
146,000 円	141,900 円

- 着 眼 点 ①契約の内容、契約先の選定方法は適切か。
②契約の手続き等は適正に行われているか。

市営浜墓地臨時バス運行業務は、マイクロバスを借上げ、アプラたかいし（高石市綾園1丁目9番1号）から高石市営浜墓地（高石市高師浜丁11番地2）への臨時バス運行を実施する業務となっている。

本業務は、令和2年度から実施しており、運行計画については、①車種は小型マイクロバス1台（正シート22人程度） ②便数は1日6便 ③運行ルートはアプラたかいし→高石斎場東→高石市営浜墓地→アプラたかいし ④運行時間は午前8時55分発から午後3時50分着となっている。業者選定については、高石市指名競争入札参加者選定基準に基づき、有資格者名簿の中から貸切バスの業務を行っている業者8社すべてを選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び高石市契約規則第34条第3号並びに同規則第36条の規定に基づき、見積合わせの上、随意契約を行っている。

なお、契約内容については以下のとおりであり、決裁行為書、請書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契 約 者 名	株式会社トーヨーふれ愛バス
契 約 年 月 日	令和3年7月28日
運 行 期 間	令和3年8月12日～15日（14日を除く）
契 約 保 証 金	高石市契約規則第46条第6号の規定により免除
契 約 金 額	141,900円
支 払 方 法	請求書受領後、30日以内
支 出 年 月 日	令和3年9月3日

【危機管理課】

（歳入）

監査項目 自衛官募集事務委託金

（11月末現在）

予算額	調定額	収入済額
13,000円	23,000円	23,000円

- 着眼点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

自衛官の募集については、自衛隊法第97条で定められ、その内容については、自衛隊法施行令第114条から第120条において定められている。また、自衛官募集事務は、地方自治法第2条及び地方自治法施行令第1条、自衛隊法施行令第162条の規定により「第1号法定受託事務」とされており、国に代わり都道府県及び市町村がすべき事務となっている。

本市では、自衛官募集情報を市の広報紙への掲載や庁舎への懸垂幕掲示、避難訓練での案内等を通じて広報宣伝を行っている。

自衛官募集事務委託金は、自衛隊法第97条第3項の規定により、毎年防衛省から配分され、自衛官募集にかかる事務費に充当しており、年度末に用紙代等その業務に係る経費の実績報告を行っている。過去3年間の交付額及び実績報告額は以下のとおりとなっている。

年 度	交 付 額	実績報告額
平成30年度	13,000円	15,923円
令和元年度	13,000円	15,150円
令和2年度	13,000円	13,556円

本委託金の調定の手続き及び時期については以下のとおりであり、関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

配分決定日 令和3年6月28日
 調 定 日 令和3年6月28日
 収 納 日 令和3年6月28日

【生活環境課】

(歳入)

監査項目 屋外広告物許可申請手数料

(11月末現在)

予算額	調定額	収入済額
900,000円	745,000円	745,000円

着 眼 点 ①調定は根拠法令に適合しているか。
 ②調定の手続き及び時期は適正に行われているか。

屋外広告物については、無秩序に放置されると、まちの美観や自然の風致を損なうことになるため、周囲の景観と調和した広告物の掲出が要請されることとなる。また、その設置や管理が適正に行われないと、台風などの強風や地震などによって、通行人に危害を及ぼすことにもなりかねない。本市では、平成24年1月1日より大阪府からの権限委譲を受け、大阪府屋外広告物条例に基づき、高石市大阪府屋外広告物条例施行規則を制定し、屋外広告物に対して規制・指導を行っている。

屋外広告物とは、常時又は一定の期間、継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいい、広告物を表示、設置する場合は高石市長の許可が必要となる。

なお、許可期間は、最長2年間で、はり紙、はり札、立看板、広告幕及びアドバルーン

については最長 30 日間の許可となり、許可期間満了後も引き続き広告物を提出する場合は、2 年ごと又は 30 日ごとに継続許可が必要となる。

許可申請には手数料が必要で、申請者ごとに手数料の納付確認後に許可を行っている。

また、手数料の金額は広告物の種類及び大きさによって異なり、高石市手数料条例において定められている。

【高石市手数料条例第 2 条第 1 項の表 38 の項 抜粋】

大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）第 3 条第 1 項、第 8 条の 2 第 1 項又は第 15 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく許可

手 数 料 の 種 類		金 額
アドバルーン		1 個につき 650 円
広告幕		1 枚につき 350 円
立看板		1 枚につき 200 円
はり紙又ははり札		100 枚につき 250 円
広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む）	2 平方メートル未満のもの	1 件につき 450 円
	2 平方メートル以上 5 平方メートル以下のもの	1 件につき 1,000 円
	5 平方メートルを超えるもの	1 件につき 1,000 円に 5 平方メートルを超える面積が 5 平方メートルまでごとに 1,000 円を加算した額

収入調定については、月ごとに纏めた分を最終申請者の納付期日を調定日として手続を行っている。

なお、月ごとの申請件数、申請金額、調定日は以下のとおりであり、調定の手続き及び時期について、関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

申請月	申請件数	申請金額	調 定 日
4 月	2 件	16,450 円	令和 3 年 4 月 22 日
5 月	2 件	80,350 円	令和 3 年 5 月 18 日
6 月	5 件	50,500 円	令和 3 年 6 月 30 日
7 月	8 件	301,700 円	令和 3 年 7 月 28 日
8 月	6 件	55,700 円	令和 3 年 8 月 25 日
9 月	7 件	106,300 円	令和 3 年 9 月 29 日
10 月	6 件	46,700 円	令和 3 年 10 月 29 日
11 月	5 件	87,300 円	令和 3 年 11 月 30 日
計	41 件	745,000 円	

【人権推進課】

(歳出)

監査項目 女性相談業務委託料

(11月末現在)

予算額	支出済額
502,000 円	292,600 円

- 着 眼 点
- ①委託の内容、相手方及び選定方法は適切か。
 - ②委託契約等の手続について適正に行われているか。
 - ③委託料の支出は適正に行われているか。

女性相談事業は、相談者が自発的に性役割観から自己を解放し、自分を尊重しながら課題を解決できるように、事案に応じた適切な助言や情報提供などにより支援するとともに、行政ニーズの的確な把握による女性施策の適切かつ効果的な推進に資することを目的としている。

事業内容は、①女性問題に関する相談に対する適切な助言ならびに情報提供 ②事案に応じた適切な機関の紹介 ③女性の人権侵害の実態把握 以上の業務を行うため委託するものである。

相談実施日は、毎月第2火曜日と第4金曜日となっており、実施時間は、毎正時から60分を1枠とし、それぞれ4枠としている。

相談員の数は1名で、資格として、男女共同参画についての関係法令及び制度等に精通し、かつ、公的機関における女性相談業務の経験者又はこれに準ずる者としており、相談方法は、面接相談又は電話相談としている。

業者選定については、高石市指名競争入札参加選定基準に基づき、有資格者名簿の中から本市並びに他の公共団体における同業務の事業実績のある業者2社すべてを選定し、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札により実施している。

なお、契約内容については以下のとおりであり、本委託契約にかかる手続きについて、決裁行為書、契約書及び支出関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

契約業者名	有限会社ウィメンズセンター大阪
契約年月日	令和3年4月1日
契約履行日	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
契約保証金	高石市契約規則第46条第3号の規定により免除
契約金額	501,600円
支出負担行為日	令和3年4月1日